

(別添)

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要 (令和5年度)

1 調査の目的

農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物中の残留農薬の分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

(1) 調査方法

令和5年度の調査は、穀類、野菜類又は果樹類を生産している農家475戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注) 独自様式の帳簿等に農薬の使用状況を記入している農家については、当該様式に記載された内容に基づき、調査を行った。

(2) 調査結果（概況）（別表1）

調査対象とした475戸の農産物販売農家の全ての農家が農薬を適正に使用していることが確認された。

3 農薬の残留状況調査

(1) 調査方法

ア 試料検体数

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ11品目（米穀、さといも、こまつな、ほうれんそう、みずな、セルリー、きゅうり、ミニトマト、ピーマン、さやいんげん及びなし）を対象とし、合計475検体とした。

イ 試料採取方法

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家から、穀類は、無作為に採取して合成縮分の上1kg以上となるよう、茶は、同様にして0.2kg以上となるよう、その他の農産物は、無作為に5個以上かつ合計重量が2kg以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、FAMICにおいて分析が可能な農薬を選定した。

(イ) 検査部位

原則、食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日付け厚生省告示第370号）第1食品Aの部 食品一般の成分規格において定める部位を検査部位とした。

(ウ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第 2 章（一斉試験法）及び第 3 章（個別試験法）に定められた試験法や精製溶媒等の一部修正を加えた分析法を用いており、「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に従い、妥当性を確認した。

(エ) 定量限界

適切な精確さをもって定量できる（具体的な濃度が決められる）濃度の限界値である定量限界は、農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した（ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定）（別表 2）。

(2) 調査結果（概況）（別表 3 及び別表 4）

2,594 分析試料検体（のべ検体数）の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 528 検体（のべ検体数）であった。

（注）のべ検体数：1 試料検体について 2 種類の成分を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 528 検体（のべ検体数）は、すべて食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値（調査時点）以下であった。

（参考）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえたものであり、また、当該基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのないよう定められている。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものであるため、残留基準値への適合状況の調査は、農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

4 調査結果を受けた対応

- (1) 都道府県に本調査結果を通知し、引き続き、農薬の適正使用が徹底されるよう農家等への指導を実施する。また、農薬の適正使用を推進するため、令和 6 年度も同様の調査を実施している。
- (2) これまでの調査結果等に基づき、リスク管理に資する調査となるよう、調査の対象とする農産物や農薬について、適宜見直しを行う。